

青森県の資源回復計画

○広域資源回復計画（国作成）

- ・太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（公表 H15. 3. 10 実施計画認定 H15. 7. 3）
対象魚種：サメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ、アンコウ
対象漁法：沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業
措置内容：保護区の設定、減船、漁具の改良
- ・日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画（公表 H15. 7. 1 実施計画認定 H15. 9. 30）
対象魚種：マガレイ、ハタハタ
対象漁法：沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁法、小型定置漁業、固定式さし網漁業
措置内容：小型魚再放流、操業期間の短縮、保護区の設定、減船、休漁、漁具の改良
- ・マサバ太平洋系群資源回復計画（公表 H15. 10. 23 実施計画認定 H15. 11. 7）
対象魚種：マサバ
対象漁法：大中型まき網漁業、サバたも網漁業等、定置漁業等
措置内容：操業日数削減、操業時間削減、休漁、漁場移動等
- ・マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画（公表 H19. 3. 29 実施計画認定 H19. 8. 29）
対象魚種：マダラ
対象漁法：沖合底びき網、小型定置漁業、たら底建網漁業
措置内容：放卵・放精後親魚及び小型魚の再放流、操業統数の削減
- ・スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画（公表 H19. 3. 29 実施計画認定 H19. 9. 13）
対象魚種スケトウダラ
対象漁法：沖合底びき網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業
措置内容：産卵親魚の保護、操業日数削減、休漁

○地先資源回復計画（県作成）

- ・青森県イカナゴ資源回復計画（公表 H19. 3. 28 実施計画認定 H19. 11. 27）
対象種：イカナゴ
対象漁法：光力利用敷網漁業、小型定置漁業
対象地域：青森県陸奥湾口周辺海域及び白糖・泊地区
措置内容：光力利用敷網、小型定置漁業の漁期の短縮、小型定置漁業の操業統数を現状以下に制限
- ・青森県ウスメバル資源回復計画（公表 H19. 3. 28 実施計画認定 H19. 11. 27）
対象種：ウスメバル
対象漁法：一本釣り漁業、固定式さし網漁業、小型定置漁業、底建網漁業
対象地域：青森県大間越地先から岩屋地先まで
措置内容：小型魚（日本海地区 2P(110g)、津軽海峡地区 3P(90g)以下）の荷受け制限、一本釣りと小泊、下前地区固定式さし網の休漁日（6～8月の間月2日）設定、種苗放流
- ・青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画（公表 H20. 3. 24 実施計画認定 H20. 7. 28）
対象種：ヒラメ
対象漁法：固定式さし網漁業、小型機船底びき網漁業
対象地域：太平洋（尻屋漁協～階上漁協）
措置内容：9～12月の間、固定式さし網は水深 10m 以浅、小型機船底びき網は北緯 41 度以南の水深 100m 以浅でヒラメを目的とした操業を自粛

資源回復計画は平成 23 年度末で計画期間が終了しますが、平成 23 年度から開始された国の資源管理体制推進事業に従い、これら計画の資源管理措置内容は、国・県が作成する資源管理指針と漁業者が作成する資源管理計画に取り込まれ、継続実施されています。